

令和 7 年第 4 回日出町農業委員会定例総会議事録

1 日時 令和 7 年 4 月 7 日（月）午前 1 0 時 0 0 分から

2 場所 日出町役場 新館 3 階 3 3 1 会議室

3 総会に出席した農業委員

1 番	佐 藤 寛 爾	2 番	田 原 廣 信
3 番	塩 内 公 子	4 番	上 野 泰
5 番	佐 藤 浩	6 番	徳 久 裕 司
7 番	井 上 隆 敬		

4 総会に参加した農地利用最適化推進委員

是 永 正 廣	一 宮 澄 夫
阿 南 和 則	宮 村 雄 治
中 島 光 男	藤 本 孝 博
手 島 誠	帯 刀 均 二
尾 越 浩 之	徳 久 タ カ
石 脇 宣 清	渡 邊 宏 治
工 藤 公 康	

5 総会に出席した事務局員

事務局長 麻生 康弘 係長 宮本 優希 主任 荒木 薫子

6 議事案件

議案第 1 4 号	農地法第 3 条に基づく許可申請について
議案第 1 5 号	農地法第 4 条に基づく許可申請について
議案第 1 6 号	農地法第 5 条に基づく許可申請について
議案第 1 7 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項に基づく利用権の設定について
議案第 1 8 号	非農地証明願について
議案第 1 9 号	現況証明願について
報告第 7 号	農地法第 5 条許可申請書の取下げについて
報告第 8 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書について
報告第 9 号	農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知について

発言者	発 言 内 容
事務局	ただいまより令和7年第4回日出町農業委員会総会を開会いたします。 それでは、井上会長より開会のご挨拶をお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局	それでは、会議に入ります。 これより、日出町農業委員会会議規則第8条の規定により会長が総会の進行を行います。 また、本日の出席委員数をご報告いたします。農業委員7名中出席者7名、欠席者0名であることをご報告いたします。 それでは議事進行を、会長よろしくをお願いします。
議長	それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。 農業委員会等に関する法律第27第3項の規定により、本日の出席委員が過半数に達していますので、本総会が成立したことをご報告いたします。 次に、議事録署名委員を指名させていただきます。 4番の上野泰委員と1番の佐藤寛爾委員の両名を指名いたします。よろしくをお願いいたします。 それでは、議案第14号について事務局より提案をお願いします。
事務局	議案第14号農地法第3条に基づく許可申請について、農業委員会等に関する法律第6条第1項により別紙の通り提案する。2025年、令和7年4月7日日出町農業委員会会長井上隆敬 (番号1を資料に沿って説明)
議長	それでは1番につきまして、調査された農業委員より報告をお願いします。
塩内委員	それでは報告いたします。 3月27日に農業委員は私と徳久裕司委員、推進委員は帯刀さん、そして事務局で調査を行いました。 (調査表・総会資料に沿って説明、許可相当の旨報告。)
議長	ただいまの報告、番号1につきましてご質問、ご意見等があればお願いします。 ないようですので、報告の通り承認してよろしいですか。 (異議なし) それでは承認したいと思います。 続きまして、番号2について事務局より提案をお願いします。

事務局	(番号 2 を資料に沿って説明)
議長	それでは 2 番につきまして、調査された農業委員より報告をお願いします。
徳久裕司委員	それでは報告いたします。 3 月 27 日に農業委員は私と塩内委員、推進委員は阿南さん、そして事務局で調査を行いました。 (調査表・総会資料に沿って説明、許可相当の旨報告。)
議長	ただいまの報告、番号 2 につきましてご質問、ご意見等があればお願いします。 他にご質問はありませんか。 ないようですので、報告の通り承認してよろしいですか。 (異議なし) それでは承認したいと思います。 続きまして、議案第 15 号について事務局より提案をお願いします。
事務局	議案第 15 号農地法第 4 条に基づく許可申請について、農業委員会等に関する法律第 6 条第 1 項により別紙の通り提案する。2025 年、令和 7 年 4 月 7 日出町農業委員会会長井上隆敬 (番号 1 を資料に沿って説明)
議長	それでは 1 番につきまして、調査された農業委員より報告をお願いします。
徳久裕司委員	それでは報告いたします。 3 月 27 日に農業委員は私と塩内委員、推進委員は宮村さん、そして事務局で調査を行いました。 (調査表・総会資料に沿って説明、許可相当の旨報告。)
議長	ただいまの報告、番号 1 につきましてご質問、ご意見等があればお願いします。
工藤推進委員	行政書士の方は調査前に工事に取りかかるのがいけないというのを分かっていたのでしょうか。分かっていたなら、何らかの瑕疵があるということで、アプローチしないといけないのでは。
事務局	申請時には工事には取り掛かっていませんでした。それから行政書士の知らない間に工事をしてしまっていたという話でした。嚴重注意は事務

	局からも行い、今後このような事があれば受付しません。と伝えています。最近、追認事例が多いのですが、悪質な場合など場合によっては原状回復の話までしようと思っています。
議長	他にご質問はありませんか。 ないようですので、報告の通り承認してよろしいですか。 （異議なし） それでは承認したいと思います。 続きまして、議案第 16 号について事務局より提案をお願いします。
事務局	議案第 16 号農地法第 5 条に基づく許可申請について、農業委員会等に関する法律第 6 条第 1 項により別紙の通り提案する。2025 年、令和 7 年 4 月 7 日日出町農業委員会会長井上隆敬 （番号 1 を資料に沿って説明）
議長	それでは 1 番につきまして、調査された農業委員より報告をお願いします。
徳久裕司委員	それでは報告いたします。 3 月 27 日に農業委員は私と塩内委員、推進委員は石脇さん、そして事務局で調査を行いました。 （調査表・総会資料に沿って説明、許可相当の旨報告。）
議長	ただいまの報告、番号 1 につきましてご質問、ご意見等があればお願いします。
一宮推進委員	始末書の宛先は誰宛にするのですか。
事務局	農業委員会の総会にかけるので、会長あてになります。
工藤推進委員	今回の申請地が水路とか里道が取り込まれているようですが、許可とは別ですが、こういった案件はどういうような処理をしていくのでしょうか。
事務局	里道の管理者が都市建設課になっております。用途廃止の協議を都市建設課と行い、用途廃止できる場合は用途廃止をして売却しています。用途廃止できず、占用する場合はだれでも通れるようにしておくようにしておかなければなりません。

中島推進委員	水路が申請地の間にあり、つぶしていますが問題ないのですか。
事務局	水路も里道と同じで法定外公共物となります。完全に水路としての利用が止まっているということを聞いていますので、用途廃止できるということです。
議長	ほかにご質問はありませんか。 ないようですので、報告の通り承認してよろしいですか。 (異議なし) それでは承認したいと思います。 続きまして、番号２について事務局より提案をお願いします。
事務局	(番号２を資料に沿って説明)
議長	それでは２番につきまして、調査された農業委員より報告をお願いします。
塩内委員	それでは報告いたします。 ３月２７日に農業委員は私と徳久裕司委員、推進委員は中島さん、そして事務局で調査を行いました。 (調査表・総会資料に沿って説明、許可相当の旨報告。)
議長	ただいまの報告、番号２につきましてご質問、ご意見等があればお願いします。
中島推進委員	今回の申請地が１種農地ということですが、１回一種農地となったらそのままですか。大きい道路が通っていて、段々と付近の土地は住宅地等となっていっているようにあるのですが。
事務局	過去、１種農地が２０ヘクタールというしぼりがあったのですが、１０ヘクタールに要件が絞られたので、緩和はされております。他に基盤整備している農地も該当します。今回の申請地もまだ１３ヘクタール以上が一団として存在しているうちの一部なので、１種農地と考えています。
議長	他に質問はございませんか。
工藤推進委員	今回の申請地の付近に農地がまだ存在しています。その状況等を教えてください。

事務局	今現在では、1種農地を構成する一団の筆と考えています。ただ、今後宅地化等が進んでいけば、太い道路の北側は2種農地となっていくと考えています。
工藤推進委員	2種農地もそうなのですが、農業を営めるかどうかが許可をする際のポイントになると思います。今回の申請地の付近に水路が通っていますが、工場の中を通っているようですが大丈夫でしょうか。
事務局	申請地には取水路が通っているので、用水は引き込めるので大丈夫です。今回の申請地が転用されても付近の農地は農業を営める状況です。インターからおおよそ300m以内の農地は1種農地ではありませんので、許可を出しております。
議長	他にご質問、ご意見はありませんか。 ないようですので、報告の通り承認してよろしいですか。 (異議なし) それでは承認したいと思います。 続きまして、番号3について事務局より提案をお願いします。
事務局	(番号3を資料に沿って説明)
議長	それでは3番につきまして、調査された農業委員より報告をお願いします。
徳久裕司委員	それでは報告いたします。 3月27日に農業委員は私と塩内委員、推進委員は徳久タカさん、そして事務局で調査を行いました。 (調査表・総会資料に沿って説明、許可相当の旨報告。)
議長	ただいまの報告、番号3につきましてご質問、ご意見等があればお願いします。 ほかにご質問はありませんか。 ないようですので、報告の通り承認してよろしいですか。 (異議なし) それでは承認したいと思います。 続きまして、議案第17号及び番号7に関連して、報告第9号について事務局より提案をお願いします。
事務局	議案第17号農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について、農業委員会等に関する法律第6条第1項により別紙の通り提案する。2025年、令和7年4月7日日出町農業委員会会長井上隆

	敬 (番号 1、2、3、4、5、6、7 を資料に沿って説明) (番号 7 に関連して報告第 10 号について説明)
議長	ただいまの報告、番号 1 から 7 及び報告第 9 号につきましてご質問、ご意見等があればお願いします。 ほかにご質問はありませんか。 ないようですので、報告の通り承認してよろしいですか。 (異議なし) それでは承認したいと思います。 続きまして、議案第 18 号について事務局より提案をお願いします。
事務局	議案第 18 号非農地証明願について別紙の通り提案する。 (資料に沿って番号 1 を説明)
議長	それでは 1 番につきまして、調査された推進委員より報告をお願いします。
石脇推進委員	それでは報告いたします。 3 月 27 日に農業委員は井上会長、徳久裕司委員と塩内委員、推進委員は私、そして事務局で調査を行いました。 (調査表・総会資料に沿って説明、許可相当の旨報告。)
議長	ただいまの報告、番号 1 につきましてご質問、ご意見等があればお願いします。 ないようですので、報告の通り承認してよろしいですか。 (異議なし) それでは承認したいと思います。 続きまして、議案第 19 号について事務局より提案をお願いします。
事務局	議案第 19 号現況証明願について別紙の通り提案する。 (資料に沿って番号 1 を説明)
議長	それでは 1 番につきまして、調査された推進委員より報告をお願いします。
宮村推進委員	それでは報告いたします。 3 月 27 日に農業委員は徳久裕司と塩内委員、推進委員は阿南さん、そして事務局で調査を行いました。 (調査表・総会資料に沿って説明、許可相当の旨報告。)

議長	ただいまの報告、番号 1 につきましてご質問、ご意見等があればお願いします。 ないようですので、報告の通り承認してよろしいですか。 （異議なし） それでは承認したいと思います。 続きまして、番号 2 について事務局より提案をお願いします
事務局	（番号 2 を資料に沿って説明）
議長	それでは 2 番につきまして、調査された推進委員より報告をお願いします。
尾越推進委員	それでは報告いたします。 3 月 27 日に農業委員は徳久裕司委員と塩内委員、推進委員は徳久タカさん、そして事務局で調査を行いました。 （調査表・総会資料に沿って説明、許可相当の旨報告。）
議長	ただいまの報告、番号 2 につきましてご質問、ご意見等があればお願いします。 ないようですので、報告の通り承認してよろしいですか。 （異議なし） それでは承認したいと思います。 続きまして、報告第 7 号について事務局より提案をお願いします。
事務局	報告第 7 号農地法第 5 条許可申請書の取下げについて別紙の通り提案する。 （資料に沿って説明）
議長	ただいまの報告につきましてご質問、ご意見等があればお願いします。 ないようですので、報告の通り承認してよろしいですか。 （異議なし） それでは承認したいと思います。 続きまして、報告第 8 号について事務局より提案をお願いします。
事務局	報告第 8 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書について別紙の通り提案する。 （資料に沿って番号 1 を説明）
議長	それでは 1 番につきまして、調査された農業委員より報告をお願いします。

塩内委員	それでは報告いたします。 3月27日に農業委員は私と徳久裕司委員、推進委員は宮村さん、そして事務局で調査を行いました。 (調査表・総会資料に沿って説明、許可相当の旨報告。)
議長	ただいまの報告、番号1につきましてご質問、ご意見等があればお願いします。 ほかにご質問はありませんか。 ないようですので、報告の通り承認してよろしいですか。 (異議なし) それでは承認したいと思います。
事務局	非農地と現況証明は別物になります。非農地は20年以上農地ではない状況によって受け付けるようにしています。少し荒れているからといって農地を転用しようとする人がいらっしゃるので、転用をするのでしたら、転用を出してくださいという考え方でいっています。 何十年もその状態とか、親の代からずっとそのままになっている場合に非農地の証明を出しています。今回の件は15年ほど前に1度非農地の証明を取っているのですが、10年も経っていると状況が変わっている可能性があることと、再発行が効かないので今回再度申請を出してもらっています。現況証明は、単純に地目変更するだけの申請になります。
議長	では、これをもちまして審議案件すべての審議が終了しましたが、全体を通して何かご質問・ご意見はありませんか。 (全員意見なし) 無いようですので、以上を持ちまして、第4回定期総会を閉会したいと思います。 【終了 11:11】 各種連絡事項を説明